

避難行動要支援者制度地域支援の手引き（地域支援者用）

みよし市では、災害が発生したときに自分の力や家族の介助だけでは避難することが難しい方（避難行動要支援者といいます。）の名簿を整備し、いざというときに地域の皆さんの力によって迅速に避難の支援を行える仕組みづくりに努めています。

地域支援者とは

災害発生時には、市役所や消防署などは人員不足になり地域の支援を迅速に行うことができません。そのため、地域の皆さんで助け合って地域を守ることが求められます。

地域支援者とは、障がいや病気などのために自分の力では避難できない避難行動要支援者の避難の手助けをしていただく方たちです。

地域支援者の責任

地域支援者は、できる限りの避難支援に協力していただきますが、避難支援に対して法的な義務や責任はありません。また、自分や家族が被災したり、その他の事情で避難行動要支援者の避難支援が行えなかったとしても責任を負うことはありません。

秘密保持について

地域支援者は、避難行動要支援者との関わりの中で、障がいや要介護の程度など、特に大切な個人情報を知ることになります。個人情報の取り扱いには厳重な注意を払ってください。

平常時の役割

- ① 避難行動要支援者それぞれの状態に応じて、具体的な支援方法である個別計画を自主防災会（行政区）が作成します。地域支援者は個別計画作成の際に具体的にどのように避難支援を行うのかを本人やご家族と相談しながら決めていきます。
- ② 避難行動要支援者が避難時に配慮すべきことについて、本人やご家族によく確認して、災害時に円滑に避難支援ができるようにします。
- ③ 自宅から避難行動要支援者宅までの安全な経路、および避難行動要支援者宅から避難所までの安全な経路を確認しておいてください。
- ④ 自主防災会が行う防災訓練において、安否確認訓練などに積極的に参加してください。

家庭の備えを

災害時に自分と家族が無事でなければ避難支援を行うことはできません。自宅の家具転倒防止対策や災害用備蓄を行い、災害時の自宅の安全を確保しておきましょう。

災害への備えについては、みよし市から配布されています「防災マップ」を参考にしてください（市役所防災安全課で配布しています）。

災害時の役割

①自分と家族の安全確保

- ① 災害が発生した場合、まずは、自宅と家族の無事を確認してください。
- ② 家族が被災した場合、家族の安否確認や救護を優先してください。
- ③ 自宅が損壊し危険な状態のときは、家族の安全確保を優先してください。

②避難行動要支援者の安否確認

- ① 避難行動要支援者宅を訪問し、安否確認をします。
- ② 家屋や周辺を確認して危険がないか確認します。
- ③ 自宅にいたことが危険な状況でなければ避難する必要はありません。

③避難の開始

みよし市は津波が来るおそれがないため、家屋が倒壊するおそれがないければ直ちに避難する必要はありませんが、次の場合は避難所への避難を開始します。

- ① 家屋が倒壊するおそれがある。または損壊し、自宅で生活続けることができない。
- ② 地震の後に近所で火災が発生している。（消防車がすぐに来られないため）
- ③ かけや急傾斜地のすぐ下に家がある。（余震や大雨でかけ崩れのおそれがある）
- ④ 市から避難情報が発令されている。

④避難

避難時は以下のことに注意してください。

- ① 地震災害時は避難する際に、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてください。
- ② 外出中の家族がいるときは、玄関に避難先のメモを置いてください。
- ③ 避難途中の余震を想定し、倒れたり崩れたりするものがない経路で避難してください。
- ④ 風水害時は雨で冠水した道路は避けてください。

⑤避難所への引き継ぎ

- ① 避難所へ到着したら、避難所を運営している自主防災会に、避難者の配慮すべき事項を申し伝え、避難者を引き渡します。
- ② 避難の必要がない在宅の避難行動要支援者の安否情報を自主防災会に伝えます。

避難支援の詳細については、「みよし市避難行動要支援者支援マニュアル」に記載しています。マニュアルの入手は、みよし市ホームページの福祉課のページからダウンロードできます。